

農地転用（農地法第4条第1項第8号・農地法第5条第1項第7号）届出必要書類一覧

（令和元年11月作成）

図 書	説 明	チェック
届出書 【原本2部】	A3サイズ 2部とも必ず認印、捨印を捺印してください。 右上の届出者欄に、本人届出の場合（使者差向けの場合を含む）は届出者の連絡先を、代理届出の場合は代理人の連絡先を付記してください（名刺などに代えること、メモ書き程度でも可）。	
位置図（案内図） 【原本又は複写（コピー）1部】	都市計画図（1/2500）その他の地図（転用の場所が明らかであればインターネット上の地図なども可）に届出地を朱書きで明記してください。 ※ 都市計画図は、都市計画課（南館2階）で購入できます。	
公図（地番表示図） 【原本又は複写（コピー）1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの ※ 公図は、法務局又は市税務課（北館2階）で購入できます。	
届出地の登記事項証明書 【原本1部】	全部事項証明書（法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの） ※ インターネットで取得したものについては、不可	
住民票の写し 【原本1部】	（全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合） 3ヶ月以内に交付を受けたもの ※ 「住民票の写し」は複写ではありませんので注意してください。	
開発行為許可書の写し 【複写（コピー）1部】	（5条の届出で、都市計画法による開発許可を要する場合） 農地転用の届出の前に開発行為の許可を受けてください。	
農地法第18条第6項の届出 【複写（コピー）1部】	（届出地が貸借の契約がされている場合） 解約したことを証明するもの	
仮換地証明書、仮換地図 【複写（コピー）各1部】	（土地区画整理事業、土地改良事業等による仮換地中の土地を届出する場合）関係事務所などで交付を受けてください。	
地区除外申請書 【原本1部】	（宮田用水決済賦課金、福田悪水決済賦課金が発生する場合）	
遺産分割協議書の写し（印鑑証明書を含む） 【複写（コピー）1部】	（相続登記が済んでいない場合）	
委任状 【原本1部】	（委任を受けて届出をする場合（使者を差向ける場合は不要）） ※ 行政書士でない者が業として官公署に提出する書類を作成すること及び本人に代わって意思表示することは法律により禁じられています。	
顛末書、経緯書、始末書 【原本1部】	（現況が宅地・雑種地など農地以外の場合） 届出の前に、転用を行った経緯などを明記した書類 再転用の場合（確認できるものに限る）は不要	

【注意事項】

- ・ 開庁日に随時受付しします。受理通知書交付は受付日から5開庁日後です。
- ・ 受理通知書の受取りの際には、認印（受領印用）をお持ちください。
- ・ 宮田用水決済賦課金、福田悪水決済賦課金の地区除外申請書は、届出書と同時に提出してください。
- ・ 宮田用水決済賦課金、福田悪水決済賦課金の納付書は、受理通知書交付時にお渡しします。できる限り受理通知書の交付と同時に決済賦課金を納付してください。市会計課（北館1階）で納付することができます。